

【フラット 35】地域連携型（子育て支援）の取扱要領

（総則）

第 1 条 この要領は、豊田市における【フラット 35】地域連携型（子育て支援）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 豊田市山村地域等定住応援補助金の事前申請を提出した者のうち、義務教育終了前の子を有しており、かつ、同居している者とする。

（申請方法）

第 3 条 【フラット 35】地域連携型利用申請書に必要事項を記載の上、世帯全員の住民票の写しを添付して、豊田市に提出するものとする。

附 則

（施行期日等）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。